

## 【第8回】日越共同イニシアティブ・メルマガ仕立て

皆様こんにちは。日本大使館の下村です。

本日は、WT 4-4（税制）について、現在の議論を御紹介させていただきます。リーダーは、KPMG谷中マネジャーに務めていただいています。

（参考）日越共同イニシアティブのポータルサイトができました！こちらのページより、フェーズ1から現在に至るまでの全ての情報を御覧いただけます。また、このメルマガの内容も、下記サイトから御覧いただけますので、御活用ください。

<http://www.vn.emb-japan.go.jp/jp/economic/Joint-Intiative-index.html>

さらに、JICA ホームページにも、日越共同イニシアティブのサイトができました！こちらも併せて御活用ください。

<http://www.jica.go.jp/vietnam/office/information/event/120521.html>

### 【背景】

このWTは、税制の課題について取り上げています。税制は全ての企業の皆様に関わる問題ですが、それぞれの抱えていらっしゃる問題は、企業ごとに異なる点がこの議論の難しい点です。そこで、このWTでは、各企業が抱える最も共通化した、ベトナム政府側が改善すべき問題点についてとりあげています。

私自身の経験からベトナム税制が抱える共通の問題点を一言で表すならば、「透明性をもって、統一的な運用をして欲しい。」ということになります。同じルールで同様の処理をしても税務調査の担当官により解釈が異なるケースが多いように思います。

これは、あらゆる制度の運用に言える共通の問題です。一般的に、越中央官庁と議論を構える日越共同イニシアティブは、制度改革を働きかけるには便利なツールですが、制度運用面の働きかけは得意ではありません。

特に税制は、その透明化・統一化や制度変更によってベトナムの歳入に影響を及ぼす可能性もあり、非常にセンシティブな折衝を要します。ただ時間がかかったとしても、一つ一つ問題をつぶしていくことが、今できる最善の策であると考え、取組を進めています。

### 【行動計画の概要】

第一に、「①個人所得税短期滞在者免税制度の実効性確保」です。日越租税条約により、外国人のベトナム滞在日数が暦年で183日を越えない、給与等の報

酬が雇用者により負担されている等の条件を満たした場合、個人所得税課税は免除されるはずなのですが、この免税手続きが非常に煩雑で、本免税の適用を断念してしまう方が多くいらっしゃいます。このため、どうしたらこの手続きを簡素化し、実効性を高める事ができるか議論を続けています。

第二に、「②移転価格税制」です。財政省は、2010年4月22日、移転価格税制に関する Circular No. 66/2010/TT-BTC を公表、同年6月6日に既に施行されています。これは、企業が関連当事者間取引により国を跨いで所得を移転させ、租税総額を調整すること等を回避するための税制であり、国際的にも現在最も多く議論されている税制度です。しかしながら、ベトナムでは移転価格税制を検討する上で前提となる相互協議制度や事前確認制度が機能しておらず、また制度化もされていません。さらに、移転価格に関する申告書資料の提出に伴う負担も発生します。企業が負うこととなるリスクや負担を少しでも和らげるため、手続きの簡素化や、事前確認制度の導入等を求めています。

第三に、制度運用の透明性・統一性を少しでも高めるため、「③税務相談の拡充」の行動計画を設けています。当初は、言った言わないの議論や、担当者による見解の違いを検証するため、「電話相談の通話記録」という案も議論しましたが、情報機密保護の観点から、越政府には受け入れられませんでした。現在は、コネクトセンターの実施、及び、電話相談窓口人材の能力向上、の2点を議論しています。例えば、相談窓口の担当者に「想定問答集」を作って配布してもらえれば、あるいは代表的な質問と回答を Q&A 方式で公表していけば少しずつ担当官による異なった解釈が減少していくのではないかと考えております。こうした狙いで、この行動計画を進めています。

#### 【現在の取組の状況】

いずれの論点も、ベトナム側に運用改善を求めるものであり、現状は、意見交換や働きかけを継続しているという段階です。また、取り組む課題が難しいのでやむを得ないのですが、当局側も慎重に対応しているように感じます。

こちら我々も我慢強く議論を続け、具体的な成果が得られる事を期待しています。

#### 【リーダーより一言】

WT 4-4 (税制) のリーダーを勤めさせていただいている KPMG の谷中です。ベトナムでは税規制が必ずしも明確でないため様々な解釈が税務調査でなされ、課税されている企業が多くいらっしゃいます。一方ベトナム政府は税歳入の確保に力を入れています。このように両方で目標が異なるため税制度改善の実現には非常に困難性を伴うのですが、少しでも税制度が改善され、結果として投資環境が改善されて企業にもベトナム政府にも望ましい状況となるよ

う励みたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

#### 【JICA ベトナムより一言】

JICAでは税務行政の改革を支援すべく2005年から通算3期に渡り技術協力プロジェクトを実施しています。

##### (1) 税務行政改革支援プロジェクト(2005年8月～2008年7月)

納税者サービス(納税者に対し帳簿を作成し、正確に納税するよう啓発するなど)及び税務調査に関する改善計画等の策定、並びに、税務総局の職員研修の基本的なカリキュラムの策定等を支援することにより、ベトナム税務総局の各地方省の税務局及び地方税務署に対する指示・監督能力の向上を図ることを目的として実施しました。

##### (2) 税務行政改革支援プロジェクトフェーズ2(2008年8月～2011年7月)

フェーズ1の成果を活かしつつ、より具体的な納税者サービスの改善(対応マニュアルやWebサイトの整備、電子申告等)や、職員に対する訓練制度の改善を支援し、自主申告納税制度の定着のための税務行政能力向上を図ることを目的として実施しました。このフェーズの成果としては、訓練制度の改善(訓練教材、カリキュラム等)、納税者サービスの改善(対応マニュアル、ウェブサイト)の整備、電子申告等、実践的なマニュアル・教材、コールセンターの設置及び強化等があげられます。これらの活動及びこれからの一層の成果の利用により、職員の資質の向上及び税務行政サービスの全国的均質化が図られることが期待されます。

##### (3) 税務行政改革支援プロジェクトフェーズ3(2011年9月～2014年8月)

税務当局の国際課税に関する能力改善、税理士の活動を支援する税務当局の能力強化により、税務行政能力が向上し税収基盤が強化されることを目標として現在実施中で、国税庁から長期専門家として派遣された中川専門家にご活躍いただいております。なお支援に当たっては、税務行政能力の向上が税務行政の透明性、統一性の向上にも資するものとなるよう配慮しており、国際課税に関する能力改善では相互協議制度や事前確認制度の導入についても支援を行っています。また税務相談についても、フェーズ1及びフェーズ2のフォローアップとの位置づけで引き続き支援を行っていく予定です。

JICAは3フェーズにわたり支援を継続してきましたが、支援が税収基盤の強化だけでなく、納税者サービスの充実、税務行政の透明性、統一性の向上にも寄与し、ベトナムが国際的にも優れた投資・ビジネス環境であるとの評価が得られるよう、取り組んでいく所存です。